令和7年度警察庁調達改善計画 上半期自己評価結果の概要

(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)

令和7年11月7日 取組内容 取組結果等 取組目標 重点的な取組 (1) 一者応札及び随意契約の改善 取組の結果、7件で一者応札が改善した。(令和6年度上半期 7件) 入札辞退者に対するアンケート結果から、次回契約の一者応札改善方策について検討を行った。 - 般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分なみ 入札説明会を実施し、新規業者の参入を促進した。 札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等への ○ 一者応札の改善 アンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善 を図る。 取組の結果、41件で一者応札が改善した。(令和6年上半期 54件) 一者応札となった原因を分析し、見直しを実施した結果、新規参入業者が増加した。 仕様等の見直しにより応札者数が増え、複数者の応札があった契約についても競争性が向上した。 令和7年度上半期中、公募により79件の契約を締結した。(令和6年度上半期 54件) 取組の結果、5件で契約金額が初回提示額より削減された。(令和6年度上半期末 12件) 一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するた めの取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うこ ○ 公募の活用 により競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。 可能な限り競争契約となるよう取り組むとともに、随意契約とする場合も公募を活用し、競争性及び経済性を確保した。 警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提 共できる者が一者であると想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組 取組の結果、5件で契約金額が初回提示額より削減された。(令和6年度上半期末 12件) ○ 一者応札及び随意契約の改善 を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより 競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。 (本庁) 少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平 実施件数 134件 (令和6年度上半期 127件) ○ 少額随意契約の改善 生・透明性及び競争性の確保に努める。 (地方) · 実施官署・件数 118官署・1,075件 (令和6年度上半期 112官署・935件) 2. 共通的な取組 (1) 調達改善に向けた審査・管理の充実 令和7年度上半期中、事前審査を10件について実施した。 要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。また、一者応 令和7年度上半期中、事後審査を38件について実施した。(令和6年度上半期 64件) 札や不落・不調となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。 一者応札案件一覧表については、令和6年度分をとりまとめ、公表した。 次の取組の結果、複数案件において一者応札が改善された。 一考応札や不落・不調となった 事前審査 11官署 18件(令和6年度上半期 15官署 29件) 個別案件の事前審査・事後審査 同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件や不落・不調となった案件につい 事後審査 62官署 109件 (令和6年度上半期 51官署 88件) アンケートの実施 15官署 (令和6年度上半期8官署) の実施・強化 て、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 46官署(令和6年度上半期45官署) 業者からの聞き取り 一者応札や不落・不調となった案件について、入札辞退者等に対し、可能な限りアンケー 要求原課との検討会実施 11官署 (令和6年度上半期5官署) トや聞き取り等の事後案査を実施する。 ※上記3つの中には重複する官署がある。 一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。 一者応札案件一覧表については、64官署において公表。(15官署において今後公表予定) (令和6年度上半期 53官署において公表、24官署において公表予定) 警察庁会計業務検討会議の委員等の意見を積極的に取入れ、活用に努めた。 調達改善計画の策定、自己評価実施の際に警察庁会計業務検討会議の委員に意見を求め ○ 外部有識者の活用 る。 また、会計業務検討会議において個別の契約案件について、その契約方式等に関し意 見を求める。 外部有識者の意見等を積極的に活用できるよう、情報共有を図った。 調達改善計画の自己評価結果や外部有識者からの意見等について情報共有を図る。 ○ 情報共有 他省庁が取り組んでいる調達改善のノウハウ等について情報共有を図る。 (2) 調達事務のデジタル化の推進 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する 地方支分部局への電子調達システム利用拡大を実施した。 ため、電子調達システムによる電子入札、電子契約について、更なる利用の促進を図る。 令和 7 年度上半期において、電子入札を可能とした一般競争入札200件のうち電子入札は、118件(59%)、電子契約は37件であった。 また、地方支分部局への電子調達システムの運用拡大を図る。 (令和6年度上半期 電子入札を可能とした一般競争入札187件のうち電子入札は、125件(67%)、電子契約は28件) 見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の效 率化と事業者の負担軽減を図る。 案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催 電子契約案件数を高めるため、入札によらない案件(随意契約)の電子契約の推進を図 ○ 調達事務のデジタル化 見積書や請書等の書類について、電子メール等による提出が可能である旨周知し、事務の 全119官署において見積書等の押印省略を実施した。 効率化と事業者の負担軽減を図る。 全119官署のうち、114官署において電子メール等により見積書等を徴取した。(令和6年度上半期 113官署) 案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催 全119官署のうち、6官署において入札説明等をオンラインにて実施した。(令和6年度上半期 6官署) 電子調達システムを活用した電子入札等の推進を図る。 電子契約案件数を高めるため、入札によらない案件(随意契約)の電子契約の推進を図 3. その他の取組 合和 6 年度に引き続き実施した共同調達について、新たな組織を追加し、見直しを図った。 ○ 共同調達等の有効活用 調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。 3官署において新たに2項目の共同調達を実施した。 (本庁) 光熱水費の支払や物品の購入1件においてクレジットカード決済を利用した。 少額随意契約案件におけるインターネット取引による物品調達や光熱水費等の公共料金の ○ クレジットカードの利用 支払いについて、クレジットカード決済の利用拡大を図る。 (地方) 官業に て光熱水費等の支払に活用した。(令和6年度 L 半期 9 宜要) (本庁) 令和7年度において調達が見込まれる案件について、政府調達に関心のある内外の供給者等に情報提供を行い、新規事業者の参入促進を 外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催 ○ 政府調達セミナーの開催 図った。 、新規業者の参入促進を図る。 (本庁) 令和7年度上半期において、本庁分9家件(約15.7億円)、地方分2家件(約0.6億円)について特定調達契約審査委員会を実施し、契約方 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令300号)第3条第 法、契約条件等に基づき随意契約の適否について審査を行った。 特定調達契約審査委員会の審査 項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図 (令和6年度上半期において、本庁分6案件(約4.8億円)、地方分1案件(約0.4億円)) るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。 (本庁) 警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導等において、調達事務に従事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を 警察庁等が実施する会計監査及び会計経理指導等の内部監査において、適切な会計経理や 行った。 調達改善の取組状況を点検し、適切な指導教養を行う。 警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤 〇 人材育成 整備に努める。 警察庁等が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参 (地方) 警察本部等の会計職員を対象とした会計実務教養を実施し、会計業務のスキル向上や調達改善の意識向上を図った。 加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 対面だけでなくオンライン等も活用した指導教養を行う。

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

・A+ : 効果的な取組・A : 発展的な取組

・A : 発展的な取組・B : 標準的な取組

【進捗度】

レニック】 以下の指標に基づき進捗度を記載。

・A: [定量的な目標] 目標進捗率90%以上 [定性的な目標] 計画に記載した内容を概ね実施した取組

・B : [定量的な目標] 目標進捗率50%以上

[定性的な目標] 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等 (他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組

· C : [定量的な目標] 目標進捗率50%未満

[定性的な目標] 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または 計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組